

家族や友達同士で、阿久比の秋を歩いてみませんか。

日時

10月15日(土)

午前8時20分～ 受け付け

午前9時出発

午前11時半ゴール(予定)

雨天中止

集合場所 東部小学校

コース

ふれあいマップ

史跡めぐりコースから(約4.6キロメートル)

参加費 無料

申込期限 10月12日(水)

申し込み・問い合わせ先

社会教育課 ☎(48)111(内262・280)

当日参加も可

ふれあいハイク 参加者募集



昨年のふれあいハイク

税金の話

平成17年度分の所得税の確定申告から 高齢者控除が廃止されます

高齢者と税金

高齢者を扶養している方が受けられる特例

配偶者控除や扶養控除の対象となる親族が七十歳以上(平成十七年分の所得税については、昭和十一年一月一日以前に生まれた方)の場合は、通常より多い控除額が所得金額から差し引かれます。

配偶者控除

通常の三十八万円に代えて四十八万円が所得金額から差し引かれます。

扶養控除

通常の三十八万円に代えて四十八万円が所得金額から差し引かれます。

納税者やその配偶者の父母や祖父母(老親等)と同居しているときの扶養控除は、さらに十万円を加算した五十八万円が所得金額から差し引かれます。

国民年金・厚生年金などの公的年金等や生命保険契約等に基づく年金を受け取ったときは雑所得になります。

一定の金額を超える公的年金等や生命保険契約等に基づく年金を受け取る際には、所得税が源泉徴収されていますので、確定申告で精算することになります。

注意してください

平成十七年分の所得税の確定申告からは、これまで六十五歳以上の方に適用された「高齢者控除」が廃止されます。

六十五歳以上の方の公的年金等に係る雑所得の計算方法が変わります。問い合わせ先

半田税務署 ☎(21)3141

三集会への参加 ありがとうございました

社会を明るくする運動の一環として七月十九日から二十九日の間に町内二十二地区の会場で三集会が行われました。

保護司会と更生保護女性会の進行で集会は進められ「地域と家庭で非行を防止しよう」をテーマに話し合いが行われました。

地元地区の皆さんの協力もあり全体で四百七十二人の参加がありました。

今後も皆さんの意見を参考に社会を明るくする運動を続けていきます。

問い合わせ先

住民福祉課

☎(48)1111(内301)